

所得税の確定申告・町県民税申告がはじまります

問 税務課 ☎27-0173

所得税の確定申告等は、毎年1月1日から12月末までの所得に係る税金を計算して報告する手続きです。申告は税のほか、国民健康保険税、介護保険料の算定などに関連します。正しく申告しましょう。

会 場	日 時
神戸町役場	2月16日(月)～3月16日(月) 【受付】8:00～15:00 【申告相談】午前の部 9:00～12:00 午後の部 13:00～ ※土・日及び祝日を除く

※入場券の配布状況により、上記より早く受付を終了する場合があります。

※例年早朝から来庁される方がいらっしゃいますが、上記時間より前には受付できません。

以下の方は役場で受付できません。大垣市情報工房での申告受付、またはe-Taxをご利用ください。

- ・譲渡所得(土地や株式等)等の分離課税申告、先物取引、FX、仮想通貨取引による収入の申告、初年度の住宅ローン控除を受ける方。
- ・新たに事業を始めた方 　・事業に伴う経費の算定が不明の方
- ・青色申告、消費税、贈与税、相続税、雑損控除を受ける方 　・外国税額控除をされる方

確定申告の際に必要なもの

○「確定申告のお知らせ」案内はがき (税務署から届いた方)

○申告書

お持ちでない方は会場に用意してあります。
昨年申告された方は、申告書・収支内訳書等の控えをご持参ください。

○給与・年金所得の方は、令和7年分の源泉徴収票(原本)

○事業・不動産所得の方は、収支内訳書(帳簿)

○各種控除証明書

- ・社会保険料の支払いの分かる書類
(国民年金保険料については証明書等)
- ・生命保険料・地震保険料等の控除証明書
- ・医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書 など

○所得税の還付を受けられる方は、還付先の預貯金口座のわかるもの(申告者ご本人名義の口座に限ります)

○本人確認書類

マイナンバーカードの提示または写しの添付が必要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は以下の①及び②の提示または写しの添付が必要です。

①番号確認書類：ご本人の個人番号(12桁)を確認できる書類

※通知カード、住民票の写し(個人番号の記載があるもの)等

②身元確認書類：個人番号の持ち主であることを確認できる書類

※運転免許証、パスポート、在留カード、障害者手帳等

申告会場の滞在時間短縮のため、「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」は必ず事前に作成し、ご持参ください。

確定申告が必要な方

○給与所得

- ・給与収入金額が2,000万円を超える方
- ・副収入の所得金額が合計20万円を超える方
- ・2か所以上から給与があり、年末調整されていない給与の収入金額と各種所得金額の合計が20万円を超える方

○公的年金収入

- ・公的年金等の収入金額が400万円を超える方
- または公的年金等に係る雑所得以外の各種所得金額の合計が20万円を超える方

○事業所得等があり税額を計算した結果、納税の必要がある方

○多額の医療費を支払った方

※医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

○マイホームを住宅ローンで取得した方(初年度)

○年の途中に退職し年末調整を受けている方など

確定申告が不要な方でも、年金の源泉徴収票に記載されていない控除(生命保険料控除、扶養控除など)を来年度の町県民税に適用するためには、住民税申告が必要となります。

書かない確定申告 マイナンバーカードで自宅から e-Tax

いつでも どこでも 初めてでも 安心♪



確定申告書等作成コーナーなら

金額等を入力するだけで自動計算で申告書が完成

作成コーナー



マイナポータル連携で

控除証明書等のデータが自動入力できる！

※ご利用には事前準備が必要です



▲マイナポータル連携の詳細はこちちら



すでに約4人中3人が
e-Taxで申告しています

e-Taxの5つのメリット



※メンテナンス時間を除きます

※一部の書類を除きます

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

税務署による確定申告は、大垣情報工房で受付をおこないます

【場 所】 大垣市情報工房 5階スインクホール
 大垣市小野4丁目35-10

【期 間】 2月16日（月）～3月16日（月）
 ※土・日及び祝日を除く

【問い合わせ先】 大垣税務署 ☎78-4101

※会場への入場には「入場整理券」が必要です。
 LINEアプリによる事前発行または申告会場で当日配布をしています。整理券の配布状況により当日の受付ができない場合があります。

※期間中は、大垣税務署内では申告相談を行いません。



▲国税庁LINE
公式アカウント

確定申告会場を臨時開設します

令和8年1月1日現在で、神戸町に在住されている方の申告相談会場を臨時で開設します。

会 場	日 時
神戸町役場	3月1日（日） 【受付】8:30～11:00 【申告相談】9:00～12:00 【定員】40名 ※定員になり次第、受付は終了します。 ※会場には税務署職員は不在のため、国税に関する質問はお答えできない場合があります。